

法改正フォローアップ調査結果について

- 下水道法改正に伴う、樋門等の操作規則の策定状況について
- 水防法改正に伴う、内水浸水想定区域図の作成状況について

流域治水関連法における下水道関係の改正内容について

- 河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」の考え方にに基づき、気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実による総合的な浸水対策を推進するために「流域治水関連法」を整備。

集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、次の対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

- 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- 被害対象を減少させるための対策
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策



「流域治水」のイメージ

流域治水関連法 (R3.5) 一下水道関係の改正内容の概要

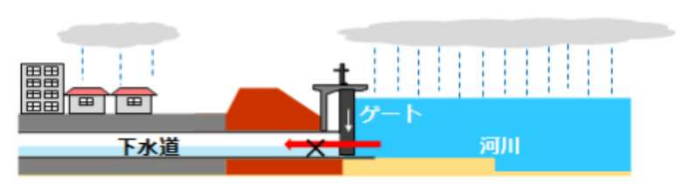
氾濫をできるだけ防ぐための対策【下水道法】

- ① 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨（計画降雨）を事業計画に位置づけ、施設整備の目標を明確化し、**雨水貯留管等の整備を加速**。
- ② 下水道における樋門等の開閉に係る操作ルール策定を義務づけ、河川等から**市街地への逆流を確実に防止**。

<樋門の例>



<樋門による逆流防止のイメージ>



⇒ **樋門等の操作規則の策定状況について調査**

- ③ 民間の施設整備に係る認定制度により**民間による雨水貯留浸透施設の整備を推進**。

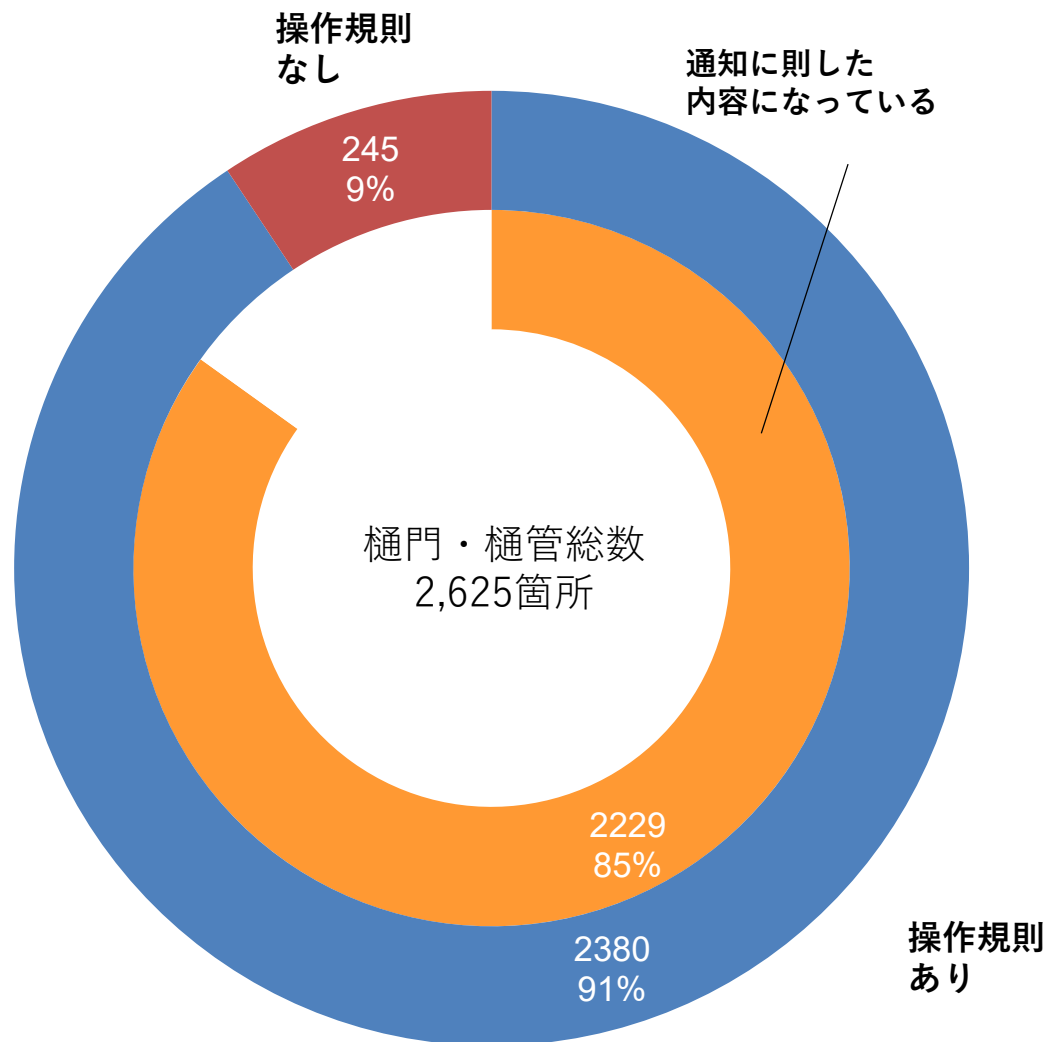
被害を軽減するための対策【水防法】

- ④ 想定最大規模降雨によるハザードマップ作成エリア（浸水想定区域）を拡大し、**リスク情報の空白域を解消**。
【KPI】最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 約800団体 (R7年度)

⇒ **内水浸水想定区域図の作成状況について調査**

操作規則の策定状況（令和6年3月末時点）

- 令和6年3月末時点において、操作規則策定対象と想定される樋門・樋管2,625箇所のうち、操作規則を策定済みが約9割(2,380箇所)である。
- また、約8割(2,229箇所)については、作成指針(令和3年7月、流域管理官通知)に即した操作規則を策定済。
⇒早急な策定・見直しが必要



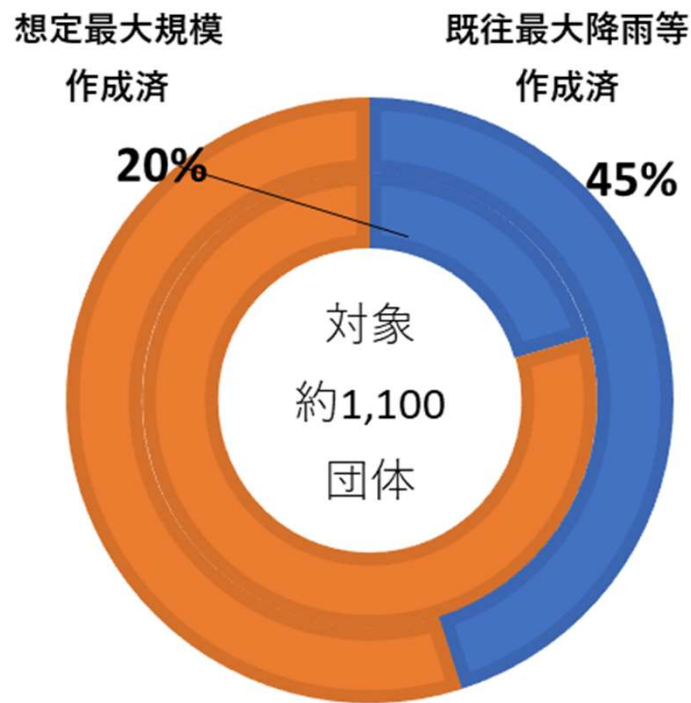
操作規則の策定項目（下水道法施行規則第4条の4）

➤ 内容（流域管理官通知（R3.7）で示す作成指針の概要）

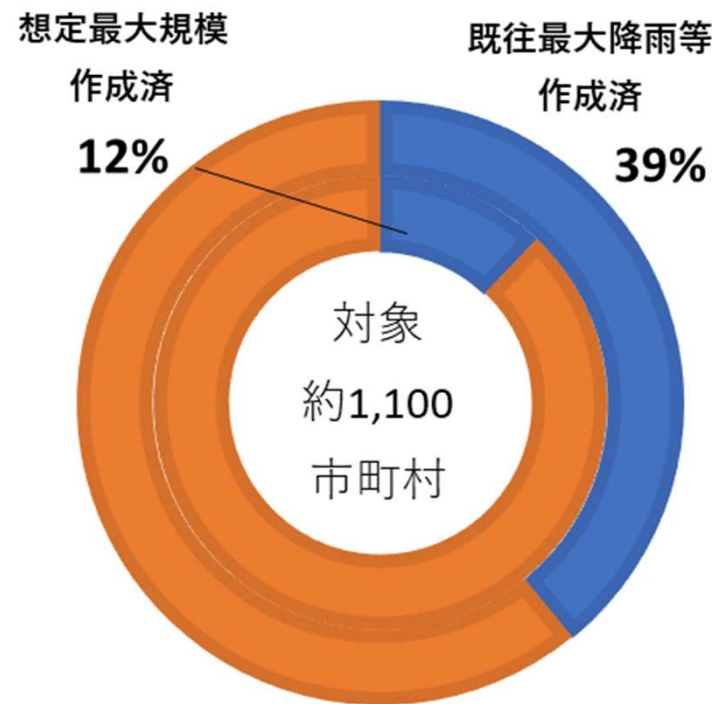
- ①操作施設の操作の基準に関する事項
➤ 水位、流向等を踏まえた開閉操作の基準について定めること。
- ②操作施設の操作の方法に関する事項
➤ 洪水・高潮時、津波時、平水時等の操作の方法等について定めること。
- ③操作施設の操作の訓練に関する事項
➤ 訓練の方法、頻度、参加者等について定めること。
- ④操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項
➤ 操作を安全に行えないと判断される場合における操作員への退避指示等について定めること。
- ⑤操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持に関する事項
➤ 点検の方法、頻度等について定めること。
- ⑥操作施設を操作するため必要な水象の観測に関する事項
➤ 樋門等の操作上必要な水位、流向等の観測について定めること。
- ⑦操作施設の操作の際にとるべき措置に関する事項
➤ 操作の際に行う通知及び周知や操作等に関する記録等について定めること。
- ⑧その他操作施設の操作に関し必要な事項
➤ 操作施設の管理の記録等について定めること。

内水浸水想定区域図の作成状況（令和6年3月末時点）

- 想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図については、令和6年3月末時点で、下水道による浸水対策を実施している1,118団体のうち約2割（229団体）において作成済。
⇒作成目標：令和7年度末まで
- また、約4割（504団体）については、既往最大降雨等による内水浸水想定区域図を作成済。



浸水想定区域図作成状況



（参考）内水ハザードマップ作成状況

※既往最大降雨等作成済にはシミュレーション以外にも浸水実績図等による作成も含まれる。

※内水ハザードマップ対象市町村数は1,121市町村、既往最大降雨等に対して作成済は438市町村、想定最大規模降雨に対して作成済は136市町村（市町村には区部も含まれる）。

内水浸水想定区域図（想定最大規模降雨） 作成済み団体割合（令和6年3月末時点、都道府県別）

